

【韓国】 特許権等の侵害訴訟の管轄集中

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2015 年 12 月 1 日、民事訴訟法及び法院組織法が改正され、特許権等の侵害訴訟の第 1 審が 5 つの地方法院の専属管轄になるとともに、控訴審も特許法院の専属管轄となった。

1 背景と経緯

1998 年 3 月、知的財産関連訴訟を専門とする特許法院（「法院」は裁判所の意）が新設された。しかし、今回の法改正前は、知的財産権の認定に係る審決取消訴訟の控訴審のみを特許法院が専属管轄し、知的財産権の侵害に係る侵害訴訟は、全国に散在する地方法院（18 か所）、地方法院の支院（40 か所）及び高等法院（5 か所）の管轄であった（表参照）。

侵害訴訟が一般の裁判所の管轄とされていたことについて、以前から裁判官の専門性の欠如、非効率な裁判運営、判例の不統一等が指摘されており、それらを解消する手段として、審決取消訴訟と侵害訴訟の控訴審を特許法院へ一元化することを求める声が上がっていた。その一方で、大韓弁護士協会等は、特許法院が地方都市の大田（テジョン）市に位置していること等を理由に、国民の利便性が損なわれるとして管轄集中に反対してきた。特許法院への管轄集中のための関連法案は 2000 年代初頭から継続して国会に提出されていたが、これまではいずれも廃案に追い込まれていた。

今回の法改正は、近年、知的財産分野における韓国の国際的影響力の向上を求める気運が高まってきたことを背景として、国会の所管委員会である法制司法委員会の李相珉（イ・サンミン）委員長が自ら「民事訴訟法一部改正法律案」及び「法院組織法一部改正法律案」を発議するなど、法案成立に向けた動きが進展し成立に至ったものである。なお、今回の法改正では、侵害訴訟の控訴審における特許法院への管轄集中のほか、第 1 審における主要地方法院 5 か所への管轄集中も実現した。2 つの改正法はいずれも 2016 年 1 月 1 日に施行された。

2 法改正の概要

(1) 侵害訴訟の第 1 審における専属管轄（民事訴訟法第 24 条）

知的財産権のうち、「特許権等」（特許権、実用新案権、デザイン（意匠）権、商標権及び品種保護権）について、侵害訴訟の第 1 審を、高等法院の所在地にある 5 つの地方法院（ソウル中央、大田、大邱、釜山及び光州）の専属管轄とする（表参照）。ただし、ソウル中央地方法院との「選択的重複管轄」が認められたため、当事者は住所にかかわらずソウル中央地方法院にも提訴できる（法改正前も第 1 審の 90%以上はソウル中央地方法院）。

(2) 移送制度（民事訴訟法第 36 条）

「特許権等」の侵害訴訟の第 1 審であっても、著しい損害又は遅延を避けるために必要なときは、専属管轄の裁判所の職権又は当事者の申請により、訴訟の全部又は一部を、居住地域を管轄する裁判所に移送することができる。

(3) 侵害訴訟の控訴審における専属管轄（法院組織法第 28 条、第 28 条の 4、第 32 条）

法改正前からの審決取消訴訟の控訴審に加え、侵害訴訟の控訴審も特許法院の専属管轄となった（表参照）。大法院（最高裁判所に相当）は、知的財産関連訴訟は手続が電子化されている割合が高く、国民の利便性が大きく損なわれることはないとの見解を示している。

表 知的財産関連訴訟の管轄

	訴訟の種類	第 1 審	控訴審	上告審
改正前	審決取消訴訟	特許審判院（特許庁所管）	特許法院	大法院
	侵害訴訟	地方法院（18）・同支院（40）	高等法院・地方法院	
	一般行政訴訟	行政審判・行政法院	高等法院	
改正後	審決取消訴訟	特許審判院（特許庁所管）	特許法院	大法院
	侵害訴訟	高等法院所在地の地方法院（5）（注）		
	一般行政訴訟	行政審判・行政法院	高等法院	

（注）ソウル中央、大田、大邱、釜山及び光州の 5 つの地方法院
 （出典）大法院の報道資料等を基に筆者作成

3 今後の展望

法案を提出した李相珉委員長は、特許法院のレベルを世界的な水準に引き上げ、大田を国際的な知的財産関連のハブ都市として成長させるためには、管轄集中は必須と述べた。現在、大法院を中心に、知的財産分野での韓国の国際的影響力を高めるための議論が進められており、英語使用が可能な国際裁判部を特許法院に設置することも検討されている。

その一方で、職域をめぐる弁護士と弁理士の対立も見られる。大韓弁護士協会は、主に国民の利便性を理由として特許法院への管轄集中に反対してきたが、その背景には、専門性の強化等を理由とした特許法院への管轄集中が、弁理士に侵害訴訟の訴訟代理人となることを認める契機になるのではないかとの憂慮があったともいわれる。現行法では、弁理士は審決取消訴訟の代理権のみが認められており、侵害訴訟の訴訟代理人になることはできないが（本誌 254-2 号（2013 年 2 月）参照）、弁理士の職域拡大に向けた法改正の動きは継続しており、両者の軋轢は今後も続く見込みである。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 12 月 14 日現在である。）

- ・「민사소송법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1Y5U1C002B7X2P0W5K7E0E7F8K3M0>
- ・「법원조직법 일부개정법률안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1W4S009R0B1Y1M514U5D0P8Q4F4S2>
- ・대법원「2016년부터 특허권 등 침해소송의 관할 집중 시행」2015.11.12. <<https://www.scourt.go.kr/portal/news/NewsViewAction.work?seqnum=1070&gubun=6&searchOption=&searchWord=>>
- ・「대전특허법원 관할집중법안」 국회법안소위 통과 『뉴스 1』 2015.10.20. <<http://news1.kr/articles/?2463436>>
- ・「[런치리포트]반쪽 특허법원, 해법은…」 『the300』 2015.11.4. <<http://the300.mt.co.kr/newsView.html?no=2015110408387679456>>
- ・대법원「특허법원에 사상 최초로 국제재판부 설치되나」2015.6.29. <<http://www.scourt.go.kr/supreme/news/NewsViewAction2.work?currentPage=4&searchWord=&searchOption=&seqnum=273&gubun=702>>
- ・「韓国における知的財産訴訟の管轄権と問題点」 <<https://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/8091/>>